

議案第35号 平成26年度習志野市一般会計補正予算（第3号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	552億9,499万6千円
	補正額	5,878万8千円
	補正後	553億5,378万4千円

- (歳出概要)
- ・市税過誤納還付金
 - ・緊急雇用創出事業（女性高齢者の就業機会拡大事業）
 - ・ふるさとハローワーク運営事業
 - ・小学校施設改善整備事業

2 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校施設改善整備事業	20,220

議案第36号 習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例の制定
について

習志野文化ホールの市への移管に伴い、制定するものです。

習志野市習志野文化ホールの概要

名 称	習志野市習志野文化ホール							
位 置	習志野市谷津一丁目16番1号							
設置目的	市民生活を豊かにする活動の拠点及び交流の場を提供し、市民の福祉の増進を図るため、習志野市習志野文化ホールを設置する。							
施設概要	ホール、ギャラリー、楽屋1、楽屋2、楽屋3、楽屋4、楽屋5（和室）、リハーサル室、特別控室、シャワー室							
開館時間	午前9時から午後9時30分まで							
休館日	(1) 第2月曜日及び第4月曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日							
使用料 (税別)	1 ホール使用料							
	本体価格	使用時間 区分	9時～12時	13時～16時30分	17時30分～21時30分	9時～16時30分	13時～21時30分	9時～21時30分
		金・土・日・祝日	円 72,000	円 157,000	円 165,000	円 229,000	円 322,000	円 394,000
	月・火・水・木 (祝日を除く。)	円 50,400	円 109,900	円 115,500	円 160,300	円 225,400	円 275,800	
	備考 (1) 市内の団体及び市内居住者が使用する場合の本体価格は、80%相当額とする（営利目的の使用、営利団体の使用及び宗教活動・政治活動目的の使用を除く。）。 (2) 所定の使用時間を超過して使用した場合は、1時間ごとに、夜間使用料の30%増の額を納入しなければならない。							
	2 ギャラリー使用料							
	本体価格	1日(9時～18時)	10,000円					
	備考 ホール使用料の備考(1)に同じ							

3 附属施設使用料

名称	本体価格 (使用時間帯の1区分当たり)
楽屋1	円 1,000
楽屋2	500
楽屋3	700
楽屋4	700
楽屋5 (和室)	700
リハーサル室	2,000
特別控室	2,000
シャワー室 (1室当たり)	1,000

備考 次の使用時間帯区分1区分当たりの額とする。

- ①9時から12時まで
- ②13時から16時30分まで
- ③17時30分から21時30分まで

4 附属設備・備品使用料

区分ごとに表の本体価格を上限として規則で定める額とする。

区分	本体価格 (使用時間帯の1区分当たり)
舞台関係	円 20,000
照明関係	30,000
音響関係	5,000

備考 附属施設使用料の備考に同じ

指定管理者
による管理
の範囲

- (1) 市民生活を豊かにする活動及び交流に関する集会、催物等を企画運営すること。
- (2) 集会、催物等のため、文化ホールの施設等を利用に供すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化ホールの設置目的を達成するために必要な業務
- (4) 使用の許可を行うこと。
- (5) 使用料を収納すること。
- (6) 使用の制限若しくは停止又は使用の許可の取消しを行うこと。
- (7) 施設及び設備の安全管理を行うこと。
- (8) その他前各号の業務を行うに当たり必要な行為を行うこと。

(施行期日)

平成27年4月1日から施行します。

議案第37号 習志野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

「子ども・子育て支援新制度」導入のための「子ども・子育て関連3法[※]」が制定されたことに伴い、児童福祉法が改正され、次の事業の設備及び運営に関する基準について条例で定めることとされました。このため、厚生労働省令で定められた基準をもとに、新たに条例を制定するものです。

- (1) 家庭的保育事業
- (2) 小規模保育事業
- (3) 居宅訪問型保育事業
- (4) 事業所内保育事業

条例で定める基準のうち、独自基準

1 運営規程

暴力団の排除を事業所の運営規程に定めることとします。

2 家庭的保育事業の設備

消火訓練及び避難訓練を毎月1回以上実施することとします。

3 家庭的保育事業及び小規模保育事業C型の職員

- (1) 家庭的保育者は、保育士等の資格を有する者でなければならないこととします。
- (2) 家庭的保育者2人以上又は家庭的保育者及び家庭的保育補助者それぞれ1人以上を置くこととします。

4 居宅訪問型保育事業の職員

家庭的保育者は、保育士等の資格を有する者でなければならないこととします。

5 家庭的保育事業、小規模保育事業C型及び居宅訪問型保育事業の保育時間

保育時間を定める場合は、あらかじめ市長と協議することとします。

6 設備の基準

- (1) 小規模保育事業及び事業所内保育事業には、衛生的な調理設備等を設けることとします。
- (2) 保育所型事業所内保育事業の乳児室の面積は、乳幼児1人につき3.3平方メートル以上（省令では1.65平方メートル以上）であることとします。

※ 「子ども・子育て関連3法」とは、次の3本の法律をいいます。

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 認定こども園一部改正法
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律)
- ③ 子ども・子育て支援整備法
(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

(施行期日)

子ども・子育て支援整備法の施行の日から施行します。

議案第38号 習志野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を条例で定めるとされたことから、内閣府令で定められた基準をもとに、新たに条例を制定するものです。

また、同法及び施行規則において、保育の必要性の認定基準について定められたことから、「習志野市保育の実施に関する条例」は廃止します。

条例で定める基準のうち、独自基準

1 緊急時等の対応

子どもの体調が急変した場合等は、必要に応じて市にその事実及び講じた措置について報告するものとします。

2 運営規程

暴力団の排除を事業所の運営規程に定めることとします。

3 事故発生の防止及び発生時の対応

事故が発生した場合は、改善策を含めた事故の処理結果を市に報告するものとします。

4 記録の整備

内閣府令で定めるほかに整備する記録及び記録の保存期間を規則で定めます。

(施行期日)

子ども・子育て支援法の施行の日から施行します。

議案第39号 習志野市放課後児童健全育成事業条例の制定について

子ども・子育て支援整備法の制定により、児童福祉法が改正されたことに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことから、厚生労働省令で定められた基準をもとに、新たに条例を制定するものです。

併せて、本市が行う放課後児童健全育成事業についてもこの条例に規定することとし、既存の「習志野市放課後児童健全育成事業条例」は廃止します。

条例で定める基準のうち、独自基準

1 運営規程

暴力団の排除を事業所の運営規程に定めることとします。

2 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、事業者は、改善策を含めた事故の処理結果を市に報告するものとします。

(施行期日)

子ども・子育て支援整備法の施行の日から施行します。

議案第40号 訴えの提起について（市営住宅明渡等請求事件）

市営住宅の明渡し等の請求に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものです。

1 請求の趣旨

- (1) 相手方は、市に対し、市営住宅香澄団地及び駐車場を明け渡すこと。
- (2) 相手方は、市に対し、滞納家賃等を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

2 事件の要旨（事件の概要、訴えの提起の理由）

相手方は、市営住宅の家賃及び駐車場使用料を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これらを支払わなかったため、訴えにより市営住宅の明渡し等を求めるものです。

議案第41号 訴えの提起について（市営住宅明渡等請求事件）

市営住宅の明渡し等の請求に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものです。

1 請求の趣旨

- (1) 相手方は、市に対し、市営住宅泉団地を明け渡すこと。
- (2) 相手方は、市に対し、滞納家賃等を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

2 事件の要旨（事件の概要、訴えの提起の理由）

市営住宅の入居者であった者が死亡し、相続人及び連帯保証人である相手方に対し、再三にわたり市営住宅の明渡し等を求めたが、これに応じないため、訴えにより市営住宅の明渡し等を求めるものです。

議案第42号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

本市の教育委員会の委員のうち、星野 龍(ほしの りゅう)氏が平成26年6月5日に逝去されたことに伴い、委員が欠員となっていることから、次の者を教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 船橋市東船橋
氏 名 古 本 敬 明 (ふるもと たかあき)
任 期 平成26年10月1日から平成29年10月8日まで

議案第43号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員であります山田 大三(やまだ だいぞう)氏が平成26年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を、人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

住 所 習志野市鷺沼
氏 名 山 田 大 三
任 期 3年

議案第44号 工事委託契約の締結について(津田沼浄化センター沈砂池・管理棟改築工事)

次のとおり契約を締結するものです。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 津田沼浄化センター沈砂池・管理棟改築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 1,719,000,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
理事長 谷戸 善彦 |
| 5 | 工事場所 | 習志野市芝園三丁目3番1号 |
| 6 | 工事期間 | 契約締結の日から平成28年3月31日まで |
| 7 | 工事概要 | 合流沈砂池設備改築工事 一式
管理棟建築設備改築工事 一式
耐震補強改築工事 一式 |

議案第45号 専決処分した事件の承認を求めることについて（平成26年度習志野市一般会計補正予算（第2号））

中間申告により納付された法人市民税について、当該法人の確定申告に伴い還付の必要が生じ、予算の補正を行うに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたため承認を求めるものです。

1 歳入歳出補正予算	補正前	552億	478万2千円
	補正額		9,021万4千円
	補正後	552億	9,499万6千円

（歳出概要） ・ 市税過誤納還付金

（専決処分日）

平成26年8月1日